

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領

平成17年3月29日

務 第 7 9 8 号

警 察 本 部 長

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領の制定について（通達）

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第7条の規定により都道府県公安委員会から指定された犯罪被害者等早期援助団体に対して警察本部長又は警察署長が行う情報提供に関し、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成17年4月1日から実施することとしたから、部下職員に周知の上、誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第4項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）が行う犯罪被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の情報提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

(1) 早期援助団体

法第23条第1項の規定により都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した法人をいう。

(2) 被害者情報

早期援助団体の求めに応じ、被害者等の同意を得た上で提供する当該被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

(3) 犯罪被害相談員等

規則第1条第2項第2号ロに規定する犯罪被害相談員、同号八に規定する犯罪被害者等給付金申請補助員及び同号二に規定する犯罪被害者直接支援員をいう。

(4) 情報受理担当責任者

早期援助団体において、規則第7条の規定により被害者情報の提供を受ける法第23条第2項第2号又は第4号に規定する事業の実施を統括管理する者又はその指定する者

(5) 情報提供取扱者

事件を担当する巡査部長以上の階級にある捜査員、被害者支援要員（犯罪被害者支援活動実施要領（平成20年務第487号）に規定する支援要員をいう。）及び犯罪被害者支援専門員（埼玉県警察会計年度任用職員運営要綱（令和2年務第732号）別表に規定する埼玉県警察犯罪被害者支援専門員をいう。）のうち被害者等への説明及び早期援助団体への連絡に当たるものをいう。

第3 早期援助団体に対する情報提供要領

1 提供する被害者情報

早期援助団体に提供する被害者情報は、被害者等の氏名、住所、年齢、性別、連絡先及び犯罪被害の概要である発生日時、場所、被害の程度、内容等とし、被害者等が要請する援助の内容により判断すること。この場合において、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他権利利益を不当に侵害するおそれのある情報は提供しないこと。

2 情報提供責任者

早期援助団体に対する被害者情報の提供の責任者は、被害者支援に直接関係する警察署長、地域部鉄道警察隊長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）とする。ただし、警察本部長が警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に支援させることが適当と認めた被害者情報の提供については、警務課長が責任者となることができる。

3 被害者等への事前説明

被害者情報の提供に関し被害者等から同意を得る際には、情報提供取扱者が、次に掲げる事項を被害者等に事前に説明するものとする。

- (1) 早期援助団体は、公安委員会から公的認証された法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること。
- (2) 早期援助団体が提供し得る援助の具体的内容
- (3) 情報提供を行う理由
- (4) 提供する情報の内容

4 被害者等の同意確認

被害者等の同意は、情報提供同意確認書（別記様式第1号。以下「確認書」という。）により確認するものとする。ただし、被害者等が、確認書の提出を拒むなどの理由により口頭で同意を確認したときは、早期援助団体への被害者情報提供票（別記様式第2号。以下「提供票」という。）に必要事項を記載することで同意の確認とすることができる。

なお、同一の被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合においても、情報提供を行うごとに、当該情報提供に係る同意を被害者等から得ること。

5 同意があった場合の措置

- (1) 警察署長等の承認

情報提供取扱者は、被害者等の同意を得たときは、提供票に必要事項を記入し、確認書を添付して警察署長等の承認を受けるものとする。

(2) 警務課長に対する通報

前記(1)の承認をした警察署長等は、提供票の写しを警務課長に送付し、被害者情報を早期援助団体に提供する旨を通報すること。

6 早期援助団体に対する被害者情報の提供の方法

情報提供取扱者は、警察署長等の承認を受けたときは、速やかに早期援助団体の情報受理担当責任者に対し、口頭で被害者情報を提供して支援を要請すること。この場合において、原則として情報受理担当責任者以外の者が情報を受理することのないよう留意すること。

7 情報提供する際の留意事項

(1) 犯罪被害相談員等の身分確認

犯罪被害相談員等の身分確認早期援助団体の犯罪被害相談員等が警察署に訪問した場合等、情報受理担当責任者以外の犯罪被害相談員等に情報提供しようとするときは、規則第6条に規定する証票により当該犯罪被害相談員等の身分を確認の上、情報受理担当責任者に当該犯罪被害相談員等が情報を受理し得る者であることを確認すること。

(2) 援助希望内容の教示

被害者等が希望する援助の具体的内容を事前に聴取している場合は、早期援助団体に対しその内容についても教示すること。

第4 早期援助団体における支援状況等の確認と記録

警察署長等は、被害者情報を提供後、必要に応じて早期援助団体による当該被害者等に対する援助の実施の有無等を確認するものとする。この場合において、電話等により簡潔に聴取するなど、早期援助団体に過度の事務負担をかけないように配慮するものとする。

なお、援助の実施の有無等を確認した場合は、当該被害者等に係る提供票の援助実施確認欄にその内容を記載するものとする。

第5 早期援助団体の指定及び指定内容の変更時の通知等

警察本部長は、早期援助団体の指定及び指定内容の変更が行われた場合は、次に掲げる事項を警察署長等及び他県等の警察本部長等に通知すること。また、他県等の警察本部長等からこの通知を受けた場合は、その内容を警察署長等に通知し周知を図ること。

1 早期援助団体の指定があった場合

- (1) 当該早期援助団体の名称、住所、代表者氏名、指定年月日
- (2) 当該早期援助団体が援助事業を行う事務所の名称及び所在地
- (3) 当該早期援助団体が行う援助事業に係る犯罪被害等並びに援助事業の内容及び活動地域
- (4) 当該早期援助団体の情報受理担当責任者の氏名及び連絡先

2 早期援助団体に次に掲げる事項が生じた場合

- (1) 前記 1 各列記に変更が生じた場合は、当該変更に係る内容及び年月日
- (2) 法第23条第 5 項に基づく改善命令が行われたときは、改善命令の内容及びその原因となる事実
- (3) 指定が取り消されたときは、当該団体の名称、住所、代表者氏名及び取消し年月日

第 6 提供票の保管等

提供票は、当該提供票を作成した所属（警察署の場合は事件主管課）において、整理番号を付した上で専用のフォルダーに保管管理するものとする。

提供票及び確認書の保存期間は 3 年とする。

第 7 その他

この要領の運用に関し疑義が生じた場合は、警務課長と協議の上で措置するものとする。

実施日

この通達は、平成17年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成20年 2 月29日務第489号）

この通達は、平成20年 3 月 1 日から実施する。

実施日（平成20年 6 月25日務第1935号）

この通達は、平成20年 7 月 1 日から実施する。

実施日（平成22年 3 月16日務第598号）

この通達は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 3 月31日務第735号）

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

【様式別表省略】